

東広島市地域脱炭素化の実現に向けた事業提案者募集要項

1. 募集の趣旨

東広島市（以下『本市』という。）では、脱炭素先行地域としての取組を着実に推進し、市域全体を対象とした発展的な脱炭素事業を具体化するため、戦略的なパートナーシップの構築を予定している。

本募集は、地域課題に最も適応した脱炭素化の実現に向けた事業の企画・検討・事業構築を可能とするため、連携協定を締結する相手方を公募により選定するものである。

なお、本協定は、「本市と公募により選定された法人・団体」（以下『事業者等』という。）、及び地域エネルギーの面的利用を担う「東広島スマートエネルギー株式会社」（以下『HSE』という。）の三者により締結し、強固な推進体制を築く予定である。

2. 協定の目的

- (1) 市域全体を対象とした脱炭素事業の企画・検討及び展開可能性の探索
- (2) 市域における再生可能エネルギーの利用促進
- (3) HSE との連携
- (4) 脱炭素先行地域としての取組の着実な推進

3. 協定締結の位置づけ

本協定は、地域課題への理解と協働姿勢を確認するものであり、今後実施する個別事業（例：一括受電事業）の事業者選定において、優遇・不利となるものではない。

今後実施する個別事業については、別途、公募により公平・透明な選定を行う。

協定は、本市、選定された事業者等、及び HSE の間で締結される。

なお、協定締結後に実施する事業の企画・検討に係る費用については、各者の自己負担とする。

4. 「地域脱炭素化の実現に向けた事業」の概要

地域脱炭素化の実現に向けた事業とは、以下のような取組を含む。（例示）

- (1) 再生可能エネルギーの導入・活用（太陽光、小水力、バイオマス等）
- (2) HSE との連携による省エネ・高効率機器の導入促進
（住宅・事業所・公共施設への ESCO 事業提案等）
- (3) HSE との連携による安価かつ安定的な電力供給
- (4) 脱炭素先行地域の取組み促進（一括受電事業の制度設計・実証）
- (5) 市民・事業者への普及啓発・行動変容促進（情報発信、イベント等）

5. 応募資格

以下の要件を満たす事業者等※¹とする。

- (1) 地域脱炭素化の実現に向けた事業の企画・実施経験を有すること
- (2) 市域における再エネ電源の保有または活用可能な体制を有すること
- (3) 地域との協働に意欲的であること
- (4) その他

連携協定の締結に応募する事業者等は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 応募期間内において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 応募期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 地方税の滞納がないこと。
- ⑤ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※ 1 複数の事業者等による**連名での応募（共同提案）も可能**。その場合は、各構成団体の役割分担や連携体制を明記すること。

6. 実施スケジュール

公募から連携協定の締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内 容	日 程
手続開始の公告	令和7年12月2日（火）
説明書等の閲覧期間	令和7年12月2日（火）から 令和7年12月23日（火）まで
企画提案書提出に関する質問の提出期限	令和7年12月9日（火）午後5時まで
企画提案書提出に関する質問の回答	令和7年12月12日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年12月23日（火）午後5時まで
企画提案書に対する質問事項の送信	令和7年12月26日（金）午後5時まで
企画提案書の質問事項に対する回答	令和8年1月9日（金）午後5時まで
選定審査（書面審査）	令和8年1月16日（金）予定
特定・非特定の通知	令和8年1月26日（月）まで

7. 応募方法等

応募する者は、以下の書類を期限までに提出する。

(1) 応募書類

- ① 本事業に係る連携・協力に関する申込書（様式1）
- ② 本事業に係る連携・協力に関する企画提案書（様式2）
- ③ 『会社概要』等、事業者の事業内容がわかる書類（任意様式）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年12月23日（火）午後5時まで

(4) 提出方法

郵便又は持参

(5) 質問の受付方法

本事業の募集に関する質問は、質問書（様式3）により、令和7年12月9日（火）午後5時までに電子メールにて行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

(6) 質問の回答方法

回答は、質問者の名称等を伏せた上で、令和7年12月12日（金）までに本市ホームペ

ージに掲載する。なお、回答内容は本募集要項等の追加又は修正とみなす。

(7) 提出先

〒739-8601

広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号

東広島市環境先進都市推進課（東広島市役所本庁 5 階）

E-mail : hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

8. 連携協定の締結

- (1) 本市は、複数の応募があった場合、書類審査等を行い、本募集要項 4 に定める事業概要について最も適切に企画・検討できると判断した 1 者と連携協定を締結する。なお、応募書類の内容に疑義がある場合は、本市から応募者に確認する場合がある。また、審査内容等については公表しない。
- (2) 連携協定の有効期間は、連携協定を締結した日から最初の 3 月 31 日までとする。なお、有効期間満了日の 3 か月前までにいずれかから書面をもって本協定終了の意思表示をしないときは、有効期限満了日の翌日から 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。
- (3) 連携協定の締結にあたっては、双方で協議した上で締結する。

9. 連携協定の解除又は解約

- (1) 本市及び協定締結の相手方は、双方の協議により連携協定を解除することができる。
- (2) 本市は次に掲げるいずれかに該当する場合は、連携協定を解除することができる。
 - ① 協定締結の相手方が本募集要項 5（4）に該当することが判明した場合
 - ② 協定締結の相手方の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
 - ア 政治的又は宗教的目的を有するもの
 - イ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受ける必要があるもののうち、許可を受けていない役務、製品を提供するもの
 - ウ 連携事業者の利益誘導のおそれのあるもの
 - ③ その他連携事業としてふさわしくないもの

10. その他

この要項に定めのない事項については、協議の上、決定する。

11. 参考資料

- ・東広島市地球温暖化対策実行計画
([東広島市地球温暖化対策実行計画の改訂について／東広島市ホームページ](#))
- ・東広島市環境基本計画
([第 2 次東広島市環境基本計画／東広島市ホームページ](#))

提案書の評価項目・評価基準

評価項目	評価観点	配点
①地域課題への理解	地域の脱炭素課題を的確に捉えているか <u>【期待される提案の方向性※】</u> ・ 市民・事業者の行動変容を促す仕組みや働きかけ ・ 再生可能エネルギーの導入拡大に伴う、安定供給・地域合意形成・制度的支援などの課題への認識 ・ 市域の排出構造や削減目標に対する理解と対応 <u>【評価のポイント】</u> ・ 提案書の冒頭や背景説明でしっかり触れているか	20 点
②事業の企画力	脱炭素化の実現に向けた事業の構想が具体的かつ実現可能か <u>【期待される提案の方向性※】</u> ・ 再エネやエネ機器の普及に向けた制度設計や事業の構想 ・ 一括受電や ESCO 事業の事業計画とその実現可能性 ・ 市、HSE との役割分担や連携方法の明示 <u>【評価のポイント】</u> ・ 制度設計・実証・普及までの流れが具体的か	20 点
③協働体制	市・HSE との連携体制が明確かつ協力的か <u>【期待される提案の方向性※】</u> ・ 三者（市・HSE・事業者）の連携体制の構築と役割分担 ・ 地域団体や他事業者との連携の可能性 ・ 協働による実効性ある運営体制の提案 <u>【評価のポイント】</u> ・ 三者の役割分担や連携方法が明記されているか	20 点
④実績・専門性	類似事業の実績や技術的・制度的な専門性があるか <u>【期待される提案の方向性※】</u> ・ 類似自治体や民間企業等での脱炭素事業の実績 ・ 担当者の資格・経験（例：エネルギー管理士、技術士等） ・ 制度設計や法令対応に関する専門知識 <u>【評価のポイント】</u> ・ 過去の事業例や担当者のスキル・資格なども含めて評価 ・ 過去の事業実績は、事業規模・期間・成果が具体的に記載されているか	20 点

⑤地域貢献性・発展性	市域全体への波及効果や将来的な展開可能性があるか 【期待される提案の方向性※】 ・市域全体への波及効果（モデル地区からの展開等） ・継続的な事業運営の仕組み（収益構造、住民参加等） ・地域雇用創出や地元企業との協働による経済効果 【評価のポイント】 ・単発で終わらない継続性や、他地域への展開可能性も加味	20 点
------------	--	------

※ **【期待される提案の方向性】** は例示であり、すべてを網羅する必要はない。独自の視点や創意工夫を含む提案も評価対象とする。

※ 「評価は配点による加算方式」とし、最も得点の高かった提案者と協定締結の相手方とする。
ただし、同点の場合は別途協議により決定する。